

2020年3月23日

体育会の皆さんへ

法政大学保健体育センター

【重要】学内体育施設の利用について

新型コロナウイルスの集団感染防止のため、市ヶ谷、多摩、川崎の屋内の全体育施設の利用を停止していましたが、練習計画、施設利用計画を保健体育センター長に提出し、承認を得た場合に限り、下記期日より利用を認めます。

屋内体育施設の利用を希望する部は、部長もしくは監督より保健体育センターに計画書を提出のうえ、ご相談いただくようお願いします。

ただしトレーニングルームの利用は当面の間禁止とします。

【利用開始】

2020年3月30日(月)～

以上